

平成二十一年六月十二日受領
答弁第四九七号

内閣衆質一七一第四九七号

平成二十一年六月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出参議院予算委員会において北方四島の我が国への帰属確認を段階的に行うことはしないとした麻生太郎内閣総理大臣の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出参議院予算委員会において北方四島の我が国への帰属確認を段階的に行う

ことはしないとした麻生太郎内閣総理大臣の発言に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

北方領土問題に関する政府の立場は、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するという基本的方針を堅持しつつ、北方四島の我が国への帰属が確認されれば、実際の返還の時期、態様及び条件については柔軟に対応するというものである。また、政府としては、先の答弁書（平成二十一年六月二日内閣衆質一七一第四三八号）一から四までについてでお答えしたとおり、北方四島の帰属の問題を段階的に解決するという方法は、この問題の最終的な解決に向けた交渉を加速するという、平成二十年七月の北海道洞爺湖サミットの際の日露首脳会談において首脳間で一致した認識と相容れないものと認識している。

いずれにせよ、政府としては、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結する考えであるが、北方領土問題については、我が国とロシア連邦との間で交渉を行っているところであり、北方四島の帰属の問題に関する具体的な解決策について政府としてお答えする

ことは差し控えたい。